

第五十一回 参議院 外務委員会 會議録 第六号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)
午前十一時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 木内 四郎君
理事 草葉 隆圓君
長谷川 仁君
増原 恵吉君
森 元治郎君

委員 鹿島守之助君
征森 順造君
廣瀬 久忠君
岡田 宗司君
佐多 忠隆君
羽生 三七君
渋谷 邦彦君

國務大臣 外務大臣 椎名悦三郎君

政府委員 外務大臣官房長 高野 藤吉君
外務省アジア局長 小川平四郎君
外務省条約局長 藤崎 萬里君

事務局側 常任委員会専門員 瓜生 復男君

説明員 外務省大臣官房 内田 宏君
外務参事官

本日の會議に付した案件
○在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○國際情勢等に関する調査(國際情勢に関する件)

○委員長(木内四郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案の二法案を便宜一括して議題といたします。

本案に対する提案理由の説明はすでに聴取しておりますので、これより補足説明を聴取いたします。なお、両案につきましては衆議院で修正議決されておりますので、この際便宜政府当局から修正点についても御説明を願いたいと思います。内田總務参事官。

○説明員(内田宏君) 御説明申し上げます。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につき補足説明をいたします。

この法律案につきましては、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の別表を改正することによりまして在勤俸の支給額を改めるとともに、これに伴い必要な若干の付随的規定を設けているものであります。

在勤俸支給額の改正につきましては、現行のもは昭和三十七年四月に改正されて以来四年間据え置かれておりますが、この間に世界各地とも物価、生活条件等の変動が生じております。その結果といたしまして、現行のものは、額自体について見ましても、また、各任地間の給与の均衡という見地からも種々の不合理を生じており、これを是正して在外公館の活動を補強するためにも、ぜひとも在勤俸の支給額を改正することが必要となつた次第であります。

今回の改正案の要点は次のとおりであります。わが國の在勤俸の基準額となつております在米大使館における九号俸——これは官補級でございます——の単身在勤者に支給されます給与額は現在三百六十米ドルであります。これを一〇%ペー

スアップいたしましたして三百九十六米ドルといたします。その結果といたしまして、同大使館における三三三俸——これは一等書記官級でございます——三三三俸以下の職員は一律に一〇%のベースアップとなり、特命全權公使は一・二四%、一

号俸(参事官級)及び二号俸(参事官及び一等書記官級)は、それぞれ三%及び五・六%のベースアップとなります。特命全權大使の給与につきましては、今回は据え置きといたしました。

在米大使館におきまして九号俸単身在勤者に支給される額を基準として定められております現行の各地の地域差を全面的に再検討いたしました。必要な改定を行ないました。特に西アフリカ、中近東及び中南米の一部の地域に於て、種々の条件の悪い勤務地におきまして給与を特に厚くいたしました。地域差の最高限を在米大使館における場合に

比し、現在の二割六分増より四割増にまで引き上げました。その結果といたしまして、各公館により昇給率に若干の相違がありますが、全公館平均をとりますと、号俸別での昇給率としましては、公使一・六%、一俸二・三%、二俸約七%、三

号俸以下は約一〇%と相なる次第でございます。次に、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案につきましては、すでに提案理由説明書により詳しく申述べた次第でございますが、さらにこれを補足する意味で御説明いたします。

まず、アフリカ西海岸のガンビア大使館の新設は、わが國の、アフリカ新興独立国には進んで外交關係を設けて親交を深め、アジア、アフリカ諸國との關係をますます緊密化していこうとする政策に基づくものであります。

在シンガポール總領事館の大使館昇格につきましては、すでに昨年八月のシンガポールの独立以来半年以上を経過いたしております。同國のアジアにおける重要性にかんがみ、この際ぜひともこの実現をはかりたい次第でございます。

また、中華民国の高雄、オーストラリアのパース、ソビエト連邦のナホトカの各總領事館の新設は、いずれも提案理由説明の際に申し上げましたとおり、それぞれアジア及び太平洋地域において、わが國との通商關係その他、今後ますます關係が緊密化し、重要性を増す地域でありまして、ぜひとも總領事館の設置を必要とするものでございます。

次に、米國北西部のポートランド領事館の總領事館昇格、カナダのエドモントンの領事館新設は、前者については、わが國の対米貿易の重要性はもちろんのこと、米國にあるわが國公館がすべて總領事館であるのに比し、ポートランドのみが唯一の領事館であるところから、現地米側官憲等も總領事館への昇格を強く希望している次第であります。また、カナダのエドモントン領事館の新設は、同地域の経済的重要性と今後の発展にかんがみ、ぜひとも領事館を新設し、同地域へのわが國の經濟進出をはかる必要があるのであります。

最後に、釜山領事館の總領事館昇格につきましては、釜山地域が韓國産業の一大中心地として今後ますます發展することが予想されるほか、釜山は韓國唯一の貿易港で、全貿易の約半分が同港を通じて行なわれ、さらに漁業の中心地でもあり、その韓國經濟における重要性は、あらためて申し述べる必要はないと思われまふ。一方、日韓漁業協定の実施、紛争の処理、海難の救助、多数の二重國籍者、企業進出に伴う商社駐在員等にかかわ

る領事事務の処理等、公館の任務と処理事務は今後ますます増加することが予測されますので、ぜひとも総領事館に昇格する必要があるわけでございます。

以上、提案理由の補足説明でございますが、ただいま委員長から御指示がございましたが、本案は年度内に成立せざせんでしたので、衆議院において採決されました際に修正を受けております。衆議院で修正済みで参議院に付託されております議案につきましては、在勤俸につきましては四月一日に遡及します。それから、名称、位置のほうにつきましては、施行の日からというふうな修正がついて本参議院のほうに付託されておることを申し添えます。

○委員長(木内四郎君) 以上で説明は終了いたしました。御質疑のおありの方は、順次御発言願いたいと思います。

○森元治郎君 参考のために伺っておきますが、世界で国の数——独立国のですね、それから、日本とまだ国交のない国。数は少ないと思うから、国名を覚えてもらいたい。

それからもう一つは、ネパールには大使館を置くことになって、大使がおられない。インドの兼轄になっているかと思うのだが、その事情はどうなっているか、その点。

○説明員(内田宏君) お答え申し上げます。わが国が独立国として認めている国の数は、百二十四カ国でございます。

それから、ネパールにつきましては、インドの兼轄地域になっております。

○森元治郎君 ネパールに置くつもりがあるのか。そういうことを大蔵省に要求したことがあるのかどうか。それから、独立国として認めているもの百二十四ですが、その他国として国交のないものもあるのだろうか、その全部の数と国名。

○説明員(内田宏君) まずネパールにつきましては、実は当初の概算要求の際には要求したわけでは

ございますけれども、本年の財源の窮乏その他の関係から数を減らさざるを得なくなりました次第で、ネパールは最終的には本年は置けないというところでございますけれども、ネパールに実館を置くという方針には変わりはないでございます。

それから、森委員の御質問の国でございますが、わが国が国として認めております国は、百二十四カ国でございます。

○森元治郎君 そうじゃなくて、それはわかりました。国交のない国もあるのだろう。たとえばモンゴルなんかはないし、そういうほかにも国と名のついているものが幾つ残っているのかな、世界に、きょう現在。

○説明員(内田宏君) 正確には条約局長の御答弁がよろうと存じますけれども、わが国といたしましては、国として認めているのは先ほど申し上げた数でございます。あと、政権が存在してあります事実はございまして、わが国として承認していないものがございまして、先ほど申し上げましたように、わが国が独立国として認めているのは百二十四カ国、こう申し上げたわけでございます。

○羽生三七君 それは全部国交を持つておるの。

○説明員(内田宏君) これは兼轄等もございまして、実館はないところもございまして。

○羽生三七君 いや、館ではなくて、国交は。

○森元治郎君 外交というのは、アメリカとかソビエトばかり見ているのが外交じゃなくて、地球の裏表全部平等に目を届かしているのが外交なんですよ。国が幾つあるのかわからないのじゃ外交にならないのだな。北ベトナムもないし、モンゴルもないし。いろいろ時間とるから、そんなことは調べて来なさいよ。きょう議題となっているのは、在外公館の名称、位置だから、すつとんきような質問をしているのじゃなくて、びつたりした質問なんだな。だめだよ、これは。

○委員長(木内四郎君) 速記とめてください。

○委員長(木内四郎君) 速記始めて。

○政府委員(藤崎萬里君) 国としての存在は認めておりながら国交を持っていないものとしては、現在私がすぐ思いつくのはアルバニアだけでございます。

○羽生三七君 モンゴルと北ベトナムは。そういうのは何だ。

○岡田宗司君 あれは国じゃないの。認めてないというのは、国じゃないというの。

○政府委員(藤崎萬里君) アルバニアの場合には、国があるという事は法律的にも全然規定しておらないわけでございますが、これは実際上国交を開く必要もないために開いておらない、そういうことでございます。

○岡田宗司君 モンゴリアはどうするんです。

○政府委員(藤崎萬里君) モンゴリアの場合には、国連に加盟の承認を行ないましたときに、全会一致で承認された。そのときに日本としては事実上承認したものと考える、そういうことであります。したがって、まあ外交関係を持つていないことは事実でございますが、そのときすでに事実上承認いたしておりますので、何らかの国家としての行為を行なおうと思えば行なえる状態にはなっております、そういうことでございます。

○岡田宗司君 それはいいんだけど、それは国なのか、国でないのか。

○政府委員(藤崎萬里君) モンゴリアは国でございます。

○委員長(木内四郎君) 速記とめて。

○委員長(木内四郎君) 速記始めて。

して国と認めておるものという事ならば、はつきり先ほど来申し上げているように御答弁申し上げられるのでございますが、世間では常識的に、日本政府が国と認めていないものも、みづから国と称し、また一般にこれを国と認めている向きもあるわけでございます。そういうものを勘定するとすると、明確には答えにくくなるわけでございます。

○森元治郎君 それは明快にしてもらいたいですね。世間が、よその国が言っている、あるいは自分で独立したと言っている、そういう国は幾つあるか、ひとつ大至急調べてもらいたい。

○政府委員(藤崎萬里君) つまり、日本のほうではいわゆる分裂国家のうち、西ドイツあるいは南ベトナム、大韓民国、中華民国を国として認めている。それに単純に、その反対側のものを足し算で足しまして、東ドイツ、北ベトナム、朝鮮民主主義人民共和国、それから中華人民共和国、こういうものを足して、その総計ということになると、ちょっとまた事態が不明確になるわけでございます。というのは、反対のほうを認めている国は、こつちが国として認めているものを国として勘定しておらないわけでございます。それを全部総計したものを国として扱っている国は、世界じゅうに一つもないことになるわけでございます。そこに常識論といわゆる政府の立場で国として見るものとの食い違いが出てきますので、単純な算術でやるわけにいかないことが出てくるわけでございます。

○森元治郎君 そういう条約局長のむずかしい理屈は別として、これを整理して出してください、資料として。たとえば北ベトナム分裂国家はあるし、北京の中華人民共和国はあるし、北朝鮮、それからアルバニア、たくさんあるわけですね。そういうものを出してきてくださいよ、数で、表にして。

○政府委員(藤崎萬里君) 承知いたしました。

○羽生三七君 いまのモンゴリアのこと、これは国連加盟のときに全会一致で承認したので、事

実上も日本もその際承認したので、国交を開こうと思えば開ける条件の中にあるとおっしゃったのです。それをなおかつ国交を開かない理由はどこにあるわけですか。

○政府委員(藤崎萬里君) これはまあ私、政治的なことは抜きにして、実際に日本政府として実館を開いて外交関係を持つというのは、その必要がある国に持つわけではございまして、もう事務的に申し上げますと、そういう優先順位からいってそこまで及んでいないと言いが一番正確じゃないかと思ひます。

○羽生三七君 そうすると、実館を置くかどうかの必要性だけで、事実上モンゴルとはいつても正式な——国連を通じての事実上承認ということでないに、正式の外交関係を持つ、また持たなければならぬと思うのですが、その点は外務大臣どうですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは法律上の障害は別にないと思ひます。政治的に国交を開く必要があれば置ける、こういう状況だと思ひます。

○佐多忠隆君 新聞の伝えるところによれば、モンゴルとの間に国交を回復する準備をしておられるというようにことが伝えられておりました、どうなんですか。

○羽生三七君 墓参の問題や何かいろいろ兼ねて。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは別に、ここへきてモンゴルと国交を開くというような問題について具体的に問題にしておるわけではございしません。以前からこれに対しては、一つの懸案といえは懸案、そういう状況に置かれておる。ここへきて特別の意味をもって検討するというようなことはございせん。

○佐多忠隆君 特に墓参を派遣するとかあるいは生存者を調べてもらおうとかいうような意味において、政治的な交渉が必要になつてゐるんじゃないですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まあ政治関係を抜きにして、人道問題として墓参の申し入れをしよう

かという考え方を持っておるわけでありませう。

○羽生三七君 それではまあこういうことを言うのはどうかと思ひけれども、あまり聞いたこともないような国とほとんど国交を回復しておるのに、一番近いところにおいて、いま出たような問題もあるのに、あえて積極的にならぬ理由がほくにはわからない。アジアで一番近いところにある国で、しかも国連で全会一致で承認されておる国となおかつ国交を開かないという、いかにも、幾ら実館を置く事実上の必要に迫られておるわけじゃないかというのを言つても、それじゃどうも説得力がないわけですね。何かあるんじゃないですか。なかつたらさつさとやつたらいと思ひます。

○国務大臣(椎名悦三郎君) とにかく、そういう意味においては懸案の事項であることは間違ひございせんが、いま急いでこれを認めようというような研究はまだいたしておりません。

○佐多忠隆君 アメリカがモンゴルに対してはどういう関係なり態度をとつてゐるのですか。

○政府委員(藤崎萬里君) アメリカも国連の加盟に関する決議の場合には異論を唱へなかつたわけではございせんが、それについて、異論を唱へなかつたことの意味合いをどういふふうにつけるかというところは、法律的にはまあその国のかつてございまして、おれはあのかとき異論を唱へなかつたけれども、全然承認の意思もないのだという立場をとることも理論上可能なわけではございせん。このモンゴリアの場合について合衆国政府が現実

にどういふ立場をとつておられますか、私、公表されたものを何も存じません。それはもう、いかうな立場をとることも可能であるというふうにか申し上げられないわけではございせん。

○佐多忠隆君 そうすると、日本と同じように、事実上の承認はしているけれどもそういう国交はいまだ回復していない、こういう状態ですか。

○政府委員(藤崎萬里君) そういう立場をとつておるといふことも可能でございせん。一つの可能な立場でございせん。

すか。

○政府委員(藤崎萬里君) 外交関係を持っていないことは、これはもう事実でございせんが、外交関係を持つていない現在の状態をもつてどういふにアメリカ政府が見ているかということについては、はっきり承知いたしておりません。

○岡田宗司君 第一次世界大戦の後にモンゴルが独立をしたとき、それまで宗主権を持っていた中華民國がそれを否認している。おそらく台湾政府はいまもそういう立場をとつてゐる。この台湾政府がモンゴリアを承認しない、このことが日本なりあるいは他国が——まあアメリカもそうでしょうが、アメリカあたりがモンゴリアを承認し

てゐる、これが影響しているのじゃないかと私は思ふのですが、その台湾政府のモンゴリアに対する態度、それから日本なんかこれを認めようとするに對して台湾政府はどういう態度をとつてゐるのか、その点外務大臣どうお考えになつておるのです。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まず事実関係は事務局当局から申し上げます。

○政府委員(藤崎萬里君) 事実関係としましては、中華民國はモンゴル共和国を承認しております。モンゴルのほうも、実はこれは想像でございせんけれども、中華民國に承認してもらいたいというわけでもないだらうと存じます。

○羽生三七君 そうすると、国連で台湾が反対したのかどうなんですか。国連では全会一致だから、棄権したの、どうしたの、これは。

○政府委員(藤崎萬里君) 中華民國は棄権をいたしましたわけではございせん。

○岡田宗司君 それから、いまのお答えでは、台湾も承認していないけれども、モンゴルも承認を、つまり中華民國から承認を欲していない、これは一つの事実でしよう。けれども、そのことが、たとえば台湾政府はモンゴリアを承認してないのだと、他国がモンゴリアを承認するとき

に、あるいは承認したときに、台湾政府は抗議を

しておるかどうか、それからまた、日本がそういう意思表示をするようなことについて、あるいはあらかじめ台湾のほうから、そういうことは台湾としては承服できないのだというふうな意味の何か意思表示があつたかどうか。

○政府委員(藤崎萬里君) 最初の国連決議のときでございせんか。

○岡田宗司君 いや、国連決議ばかりでなくて、一般的にどこかの国がモンゴリアを承認した場合に台湾政府から抗議をしたことがあるかどうか。○政府委員(小川平四郎君) 特に台湾政府から他の国が承認した場合にその国に異議を申し立てたかどうかというところは、承知しておりません。それから、わが国に対しては特にそういう申し出はございせん。

○岡田宗司君 そうすると、国連にモンゴリアが加盟するときに台湾政府が棄権をしたという事態、あるいは他国がモンゴリアを承認したときに反対を唱へなかつた、あるいは異議の申し立てをしなかつたというふうなことからすれば、日本がいまモンゴリアを直ちに承認しても、台湾政府が日本側に抗議をするのの反対をするの、ということもあり得ないと思ひます。その点は、どういふふうに御判断なされますか。これは外務大臣の御判断だ。

○国務大臣(椎名悦三郎君) モンゴルを承認しておる国は、共產圏の国以外にイギリス、それから北欧等もこれを承認しております。こういう場合に台湾政府がこれに対して抗議を申し入れたという事実はないようであります。

それから日本がモンゴルを承認するかしないかということでは、これは日本の独自の判断でやり得ることではございまして、もしこれを承認することが国益に合致するといふのであれば、別にあらかじめ台湾政府の意向を打診する必要は私はないと思ひます。

○岡田宗司君 中川大使がモスコでモンゴル大使と会われて、そして墓参の問題だのあるいは生存者の確認の問題だので話し合いをされたという

ことが伝えられておるし、向こうもそれをモンゴルの政府に報告をして、そして回答をしようというところになったというお話ですが、いままではモンゴルとの間にはごくわずかの貿易があるだけでほとんど限られておる、人の行き来も他の共産圏の国と比べるとたいへん少ないという状況ですが、今後外交関係を持つということについて、いまず手続をとられないにしても、事実上の関係を深めていくという方針をおとりになるのかどうか。すでに大使の接触を始めたということは、その第一段階であるかどうか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 今度の墓参の申し入れ、それから、御指摘のとおり、ごくわずかでも物資の交流が行なわれておるといふこの事実の關係については、これはもうすでに行なわれておることではございます、程度の差はございませうけれども、これを否定する考えは持っておりません。

○岡田宗司君 いや否定はできないことなんでしょうが、私の聞いているのは、モスコイ駐在の日本大使が、とにかく初めてモンゴルの大使と会談をして、正式にそういう問題については、モンゴル政府に申し入れたということ、まあ外交を開くということをやりますよとておるのかどうかというところをお伺いしているのですよ。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 事実関係を積極的に前進させなければならぬということになりますと、いろいろ研究する問題もございませうけれども、しかし、これは自然の成り行きにまかして、墓参の必要があれば墓参の申し入れをする、それから、なお現在以上に物資の交流をする必要があればまたこれも認める、こういう程度でございませうが、さらにこれを積極的に前進させるかどうかというところにつきましては、まだ十分に研究をしておりませんのではつきり申し上げるわけにいかない、こういうわけでありませう。

○岡田宗司君 いままでは公式に日本の大使なりなんなり、日本政府の代表者がモンゴル政府の代

表者と話し合ったということはないでございませう。そうすると、それが初めて今度行なわれたというところは前進ということじゃないんですか。前と同じなのか、あるいは後退なんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) まあ前進といえは前進、自然の成り行きに従っておるといえば自然の成り行きに従っておるといふことであります。

○岡田宗司君 もしそれじゃモンゴル政府のほうから好意的な回答がもたらされて、それに基づいて日本政府がみずから墓参団なんかを派遣するというような措置をとった、これは前進と解されるんですか、解されないんですか。

○国務大臣(椎名悦三郎君) これは前進だと私は思います。

○岡田宗司君 これでやめておきませう。

○佐多忠隆君 モンゴリアの承認の問題が、数日前に期せずしてアメリカでもそれを考え、いろいろな手続的な準備をしていくということが報ぜられ、ちょうど同じときに日本でもそれをやっているとんだというふうな新聞でも報ぜられたと記憶するんですが、その辺は新聞の誤報なんですか、事実何か若干準備しておられるんですか。

○政府委員(小川平四郎君) 全くの偶然でございまして、私も非常におかしかつたのであります。が、事実を調べますと、アメリカで新聞記事が出ましたときに、たまたまその朝のアメリカの新聞が何かモンゴル問題の社説を書いたそうでございます。それが記者会見で出まして、ラスク長官がそれに答えたというのがアメリカ側の様子でございます。まして、たまたまその日にやはり外務省の記者の懇談会で話が出まして、それにまあいろいろ話が出た、全くの偶然でございませう。

○渋谷邦彦君 外務公務員の給与に関する問題に関連しまして、この表を見ますと、大体各国とも大使以下十一号俸まで均衡がとれているように思うんですが、若干大使の欄、公使の欄を見ますと、それぞれの国によつて相当の開きがあるところがあるんですが、これはその国の経済的な事情によるものか、それから大使級の経歴によるもの

か、そういうことを勘案しての給与の差があるのか、あるいはその外交折衝上においてどうしても必要なか、いろいろ考えられると思うんですが、その開きがある、段階があるというその理由についてまずお話しただきたいと思ひます。

○政府委員(高野藤吉君) 大使の在勤俸は、御指摘のとおり、いろいろ差がございませう。それは、その国においていろいろ外交折衝等で重要性を持つておるといふこと、それから、したがいましめて、外交団の打ち合わせ、その国の政府との打ち合わせ等々におきましていろいろ出費も要するというところで、重要性及びそれに伴う出費に基づきまして差がつくわけではございませう。しかし、重要などには、基本的には格と申しますか、古い経歴の方が行くというところはございませうが、前段のほうを重く見てやられているわけではございませう。

○渋谷邦彦君 そういたしますと、この欄で、ポーランド、チェコスロバキアがございませうが、この辺あたりは非常に年間給与が最高の率を示しているように思われるわけですが、ところが、われわれが考えてみた場合に、やはりアメリカであるとか、あるいはフランスであるとか、まあイギリスであるとかいうふうな国々と比較してみた場合に、その重要な度合いというものがどうしてそんなに違ふのか。

○政府委員(高野藤吉君) 共産圏におきましては、別の角度でファクターが一つ加わりまして、御承知のように、非常に物価が高い、住居が住居難、それから、物資がないので隣接諸国からこれをどうしても取つてこなきゃならぬというところ、そういう物価面といひますか、特殊事情に基づきまして、共産圏においては自由圏よりも一応高くなつておるわけではございませう。

○渋谷邦彦君 確かに御説明のこともよくわかるんですが、同じ共産圏の中でも、特に東欧諸国なんかを見ますと、相当格差があるように思うんですが、そんなに極端に事情は違わないと思うので

すが、それもやはりそうした経済的な、その国の事情によつて格差ができてきたのでしょうか。

○政府委員(高野藤吉君) まあ一応その国の物価高、それから物資の入手の難易等を勘案いたしましてつくつたわけではございませう。

○渋谷邦彦君 十一号俸というのがありますが、この十一号俸に該当するのはどういう立場の人ですか。理事官補あたりですか。

○政府委員(高野藤吉君) 十一号というものは、外国へ行きまして一番まあ下と申しますか、最初のあれでございませう。しかし、これはまあ向こうへ行きますのでも、御承知のとおり、上級試験を通つた人、中級試験を通つた人、初級試験の人とございまして、上級試験の場合は九号俸、十一号俸は中級ないし初級の人が行つた場合にそれに就くというところでございませう。

○渋谷邦彦君 そうしますと、大体理事官補あたりと見てよろしゅうございませうか。

○政府委員(高野藤吉君) さようでございませう。

○渋谷邦彦君 問題の論点を少々変えますが、現在外国に在勤される、まあ大使を初めとする外交官の方々は、いろいろ国柄の事情、その人の能力等によつても違ひがあると思うんですが、平均どのくらいですか、在勤年限といひますのは。

○政府委員(高野藤吉君) 大体三年から四年になつております。まあ例外は人事の都合でございませう。大体在外は三年、四年、五年と、それから一カ所の場合もありませうし、二カ所を転動する場合もございませう。

○渋谷邦彦君 大体まあ平均三年ないし五年というところですが、きわめてその国に好感を持つて迎えられる、のみならず、いてもいいという人もおられると思うんですが、その場合、いま御説明にありました例外の部類に入れて、期限の延長というような措置はいままでもおとりになつていらつしやるのですか。

○政府委員(高野藤吉君) 館の必要上どうしてもその人にいてもいいという場合に、本人が希望すれば五年以上、最近は七年いたという場合も

でございます。

○**岩谷邦彦君** それから次にお伺いしたいことは、同じ外交官の中でも学歴によって相当出世の速度が違ふということ、事実、私も聞いておりますし、たとえば、まあ東大出身あるいは、その先ほどのお話しの上級、中級、初級試験に合格したその順位、それから、まあ傍系といいますが、外語大学あたりを出たような人たちは、だいぶその差が、五年、十年、年限がたつて従つて広がる。また、非常に不満を持っている人たちの声を聞きます。事実そういうようなことがあるのかないのか。これは外務大臣にお伺いしたいと思ふんですが。

○**国務大臣(権名悦三郎君)** これは学校別でなくて、入省時の資格によって異なるのでありまして、資格がない場合には、実際問題として能力があるという場合には、これを抜けてきて大使にすると、こういうことでありまして、特別の意味のない格差はついておらないようでございます。

○**岩谷邦彦君** いま大臣からまことに合理的な、そういう方法でもって人事なんかについてもやっているという意味のお答えがあったのですが、しかし、実際問題として、われわれが外国なんかへ行つて聞く話では、やはり相当それに対する抵抗がある、しかし、それはまことに言えない、言えれば自分の首にも関係するしというようにも考えられるのです。いま私申し上げたように、たとえば外語大学あたりを出まして、非常に能力がある、その国の事情についてもエキスパートである。ところが、二等書記官くらいで五年も六年も七年も同じ地位に甘んじていなければならぬというようにも聞いておりますし、また、そうしたこともあり得るだろうと思うが、むしろそういうきわめて能力のある人なんかは、人材登用という、そうした立場に立つて国全体の外交というのを考えれば、むしろそういう人たちの登用こそ大きなプラスになるのじゃないだろうかと思ふことが一、二回ございました。そういう

面では、たしていま大臣がおっしゃられたように、理想的な形態でもって人事の配置というものが行なわれていないような気がするのですが、特に東大出身とか、そういう主流派とか反主流派などというところがときどき取りざたされておるようでありませうけれども、そういう事実があるのでしょうか。

○**国務大臣(権名悦三郎君)** 学校によって差別をすることかというようにはないものでありまして、一定の資格試験に合格した者については平等に扱つておるといふのが現状のようでございます。

○**岩谷邦彦君** それが間違ひなければまことにけっこうなことだと思ふのですが、一人一人たんにねんに私が当たつて聞いたわけではありませうから、全体的なそうした問題についての流れというもの調査することはできませんけれども、しかし、その点は十分ひとつ考慮していただきたい、こう思ひます。

それから、いまあとから申し上げた問題の中で、外務省の内部などで主流派、反主流派というものがある。その流れに応じてやはり人事の異動というものを行なわれる傾向に置かれていられるということも、前から聞いていられるのでありますが、そうしたような問題が、まあ、ありませうかと云へば、ありませんというふうに言うかもしれませんけれども、あるようなやうに感じを受けるのです。実際私もそういう事実をつかんでおりますけれども、その点どうなんでしょうか、大臣、変な質問かもしれませんが。

○**国務大臣(権名悦三郎君)** どうも、すべてこれは外務省に限つたわけではございません。人間のやることでありますから、それはいろいろなさるに申し分の余地もあると思ひます。なるべくそういうことのないように心がけていくという以外には、これはお答えのしようがございません。

○**岩谷邦彦君** なるべくということ、その裏を返して言へば、いままでであったというふうにも、たいへん意地悪く解釈すれば、考えられるのであ

りますが、私があえてそのことをお聞きしたのは、日本の外交というものが、そういうような内部の派閥の対立でもって軟弱外交の展開ということをおそれるわけですね。もちろんそれは政府自身としての基本的な外交方針というものは問題になりません。これが一番大きな問題だと思ひますけれども、それでは、やはり出先の人たちが安心して、確信を持って外交折衝というものができないのじゃないか。足をしよつちゅう引つぱられるような思いでもって、ほどほどに、適当に、当たりさわなくその外交というものをやつていく。これでは決して前向きな外交はできないと思ふが、やはりその人たちが安心して、日本政府を代表しているという自覚の上に立つた、そうしてまた、たとえ自分がへまをやつたとしても、あとは外務大臣が、あるいは政府が拾つてくれるのだというふうなかたい決意があつてほしいと思ふが、その点どうですか。あとで具体的な問題を出します。

○**国務大臣(権名悦三郎君)** 私の見たところでは、そういう派閥によって人事を左右するということはないと考へておりますが、いろいろ見方もあることでしようから、これは人間のやることでありますから、欠点がないとは言えない。どこまでもやはり精進してそういうことのないようにしなければならぬ、こう考へております。

○**岩谷邦彦君** それだけの御回答で、私もそうです。かと言つたわけにはまいりませんけれども、あとには水かけ論になりそうですから、ただ、こういう問題があつたのですが、かつて国連の場において松平さんが失言をしたというところで、時の外務大臣は小坂さんであつたと思うが、ばつさりインド大使がなかになに左遷されたという事実があるのです。これはそれ以上こまかいことは私は申し上げませんが、私は情けないと思ふ。また、事実そうしたこと、今後もあり得るとするならば、こんなこわいことはないと思ふ。先ほど申し上げたように、やはり外交官として本気になつて、本腰を入れて、たとえ少々の大きなミスは許されない

としても、また、へまがあつたとしても、政府はそれを拾つてやる、その人の能力に応じて起用してあげるというふうな方法ですね、そうしたことをわれわれは強く希望しておるのであれば、そういう点についてはどうでしょうか、あつさり、ばつさり首にしたりなんかしちゃうと言ふか、責任を転嫁すると言ふか……。

○**国務大臣(権名悦三郎君)** お答えいたします。松平氏の場合は、別に失言のためにどうということはないようでございます。たまたまインド大使があつたので、それでその大使にした、こういうことでありまして、特別に公平を欠いたような措置をとつたというふうなことはないと思ひます。

○**委員長(木内四郎君)** ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○**委員長(木内四郎君)** 速記を始めてください。○**岩谷邦彦君** 時間の関係もあるようですから、これ以上のことは、またの機会ということにいたします。

それから、アメリカであるとか、特にワシントンその他大きな大使館には、各省から出向の参事官級の人が出ているようでございますが、他の省から出た参事官あるいは一等書記官という人たちは、それから要するに外務省本流の参事官、一等書記官の方々と往々にして意見が合わない。意見が合わないということよりも、呼吸が合わない。どうしても対立的なそういう感情が起きやすいというところをしばしば聞くわけでございますが、この点についてどういう考へ方を持っておられるのか。また、そういう事態が起こつた場合に、外務省としてどういう——どこが一体中心——当然外務省が中心になることはわかり切つた話であります。善処をされるのか、そうした基本的な考へ方について、その一点だけを大臣にお伺いしておきたいと思ひます。

○**国務大臣(権名悦三郎君)** 特に他省出身の者との間に事をかまえるというふうな、そんな顕著な事例は私は何も聞いておりません。これはまあ同

じ外務省内部にもよくあることでございまして、人の使い方のじょうずな人、また使われ方のじょうずな者、そこらでうまく調節がとれていくはずなんですけれども、両方ともなかなかそういう修練を積んでいない人だと、どうしても一緒に置けないというようなことはあります、他省からの出身者で大使と事をかまえるというようなことは、私はほとんど聞いたことはございません。なるべくそういう点はないようにしたいと思っております。

○委員長(木内四郎君) それでは両案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

○委員長(木内四郎君) 次に、国際情勢等に関する調査を議題といたします。

○森元治郎君 岡田さんも一、二御質問がありますから、短かく御質問をします。

一つは、やつとモスクワの領事条約の交渉が妥結になるようでありまして、その結果、グロムイコ外務大臣が来月半ばに日本に來られ、日本も受け入れ準備をしているということがはつきりしてまいりました。けさのテレビを見ておりました、ソビエトのほうは、グロムイコ外相が来たときには、核拡散防止条約とか、あるいは国連における日ソの協力などということを提案するだろう、それから、日本側はと見えています、北方領土、それから北方海域における安全操業、それから、サハリンその他の露参、こういうことが報道されています。おそらく外相の指導なり、外務次官の記者会見の結果そういうふうに出たんだと想像します。そこで、このテレビを見た感じでは、せっかくグロムイコ外相が来られるのに對して、日本側の態度、準備というものが少し甘いんじゃないかと思うのです。簡潔に御質問をすれば、北方領土問題は、外務大臣がおいでになったときに、これはきまっていることで幾ら努力しても何ともならなかった。また、今度日本にグロムイコが来たら、外務大臣はこれをやろうとするおつもりなんだと思うのですが、これは日ソ間の話というのです。

ぐその問題を出すのは、通っても通らなくても、一応やつたという形をつけるためのものか、本気にやるつもりなのか、その点が一つ。そして、領土問題というだけで、平和条約という字が出てこないのです。これを片づけて平和条約へという世論指導であるならば、聞いていてわかるのですが、ただ北方領土。きわめて安易だと思ふのですが、見通しがあつておやりになるつもりなのか。それから、せっかくグロムイコが来るのなら、第二点は安全保障という問題。彼はよく非武装地帯の設置を言いますし、核拡散防止条約、非核保有国に対する安全保障とか、いろいろ言っておりますが、この機会に日本及び周辺、極東の安全のため、平和のためへの施策というものについての隔意なき意見の交換ということをやする用意があるのかどうか。四月中旬に來る予定だったので、それから、外相が来たら十分お話するつもりだったと思ふので、準備はできていると思ふますが、その態度をお聞きしたい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 新聞にどう出ておりますか知りませんが、おそらく推測記事であらうと思ひます。国連における協力の問題は、すでに先般のソ連訪問の際の共同声明にも出ておるところでありまして、これを重ねてやるか、もしやるとすれば、協力の方法まで入らなければ同じことを繰り返すことになりまして、これは意味がないと思ひます。それから、核拡散防止については、これは共同声明で、「核兵器戦争のもとから惨害を回避し、全世界の平和を確立するためには、核兵器の全廃を含む全面完全軍縮の実現が必要である」と認めるといふことになってございまして、入つておると言われれば、入つておると言えますが、特に核拡散防止の最近の動きに対する具体的な話し合いは、そう突っ込んでしなかつたのでありますから、今度これを取り上げるかどうかはまだ決定しておりません。それから安全操業の問題は、これはグロムイコ

外相の訪日後にイシコフ漁業相がたしか日本を來訪することになっておるはずでございまして。同漁業大臣の所管でありますので、イシコフ氏の來訪の際はこの問題を協議したいと思つております。それから、北方領土の問題は、同じことを何べんも繰り返すということとはかえつて問題解決のために逆効果になるおそれもございまして。取り上げることがどうかというところはもちろんだきめておりませんけれども、いまこの問題については白紙であります。まあグロムイコ外相との会談に際して、限られた時間ではありますけれども、せっかくの機会でありまして、十分に最近の情勢についての会談を効果的に遂げたい、こう考えております。ただいまから、別に予定しておりませんので、ここで申し上げることができないことをまことに遺憾に存じますが、さよう御了承願ひます。

○森元治郎君 新聞を見ていないと言ふが、これはどこの外務大臣でも、昔の歴代外務大臣は新聞を読むし、海外の人もみんな新聞を読むのですから、新聞はよく読んでいただきたいと思ひます。テレビもスイッチをひねれば見れますから、これぞぜひ見ておいていただきたい。そうしないと、世界情勢がわからなくなります。

そこで、お話を聞いていると、一体何のために呼ぶのか。ただ領事条約ができました、この間ばかり行つたとき、たいへんごちそうになったから、こつちでもごちそうをしようというふうな呼び方では——ソビエトの外務大臣がせっかく來るのですから案があるはずで。いまのお話によると、効果的な話をやりたい、案はできていない、態度はきまっていない、了承願ひますというのだ、これでは了承しようにも了承できない。核拡散については決定しておらない、魚は魚の大臣が來てから、北方領土は逆効果になるからこれは白紙。一体どうなんですか。態度はこれから決定するのでしょうか。せっかく來るのですから、せっかく來る以上、私が聞いた平和の問題も含めて、安全保障など平和の問題——もちろんベトナム問

題も入りましようし、それから、中共の承認の問題もありましよう。あるいは国連における第二十一総会における中共代表権問題も出るでしようし、あるいはこちらから出してもいい。問題はたくさんあると思う。せっかく話し合いのムードができた上に立脚して、平和のためにこれを積極的利用していくということが必要だと思ふのです。そこで、この際にやりたいことは何ですかと伺ひました。魚はイシコフ、核決定はしていない、あとは抽象的に隔意なく十分最近の情勢について御相談したいだけでは、これはつまらぬことだと思ふのです。ひとつ大政治家としての、大外交家としての抱負を経緯をこの際お述べになる必要があると思ふのです。ちよつと政治家椎名さんの御意見を伺ひたい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 百聞一見にしかずと言ひまして、やはりまだ東洋、ことに日本のほうは見えておらないというわけでありまして。ぜひ日本の実情に接したいというやうな口吻も見えておりました。それが何よりも一番大きな來訪の重点じゃないかと私は考えますが、もちろん、その際を利用して、両国の関心のある問題あるいは懸案の問題等について、まだ十分に結論を得ていないやうな問題につきましても、会談の際に話し合いをいたしたいと、こう考えております。いまのところはまだきまっておりますので、申し上げることができませんのは遺憾でございまして。

○岡田宗司君 最近のベトナム情勢に対する外務大臣の評価をお伺ひしたい。御承知のように、グエン・カオ・キ政権が非常に危機にある。この危機は、単にいま政権を握っている將軍の交代というよりももっと深いものがある。たとえは仏教徒、これは南ベトナムで一番大きな社会勢力であります、それがはつきりと軍事政権打倒というやうな線を打ち出しておる。選挙をやつて民主主義政府をつくらんと同時に、かなり反米的な色彩もあらわれてきておる。アメリカでもこれについて非常な心配をしているというところが外電で伝えられてきた。アメリカはすでに二十四万の兵隊を送

それから、核拡散防止については、これは共同声明で、「核兵器戦争のもとから惨害を回避し、全世界の平和を確立するためには、核兵器の全廃を含む全面完全軍縮の実現が必要である」と認める。」といふことになってございまして、入つておると言われれば、入つておると言えますが、特に核拡散防止の最近の動きに対する具体的な話し合いは、そう突っ込んでしなかつたのでありますから、今度これを取り上げるかどうかはまだ決定しておりません。それから安全操業の問題は、これはグロムイコ

外相の訪日後にイシコフ漁業相がたしか日本を來訪することになっておるはずでございまして。同漁業大臣の所管でありますので、イシコフ氏の來訪の際はこの問題を協議したいと思つております。それから、北方領土の問題は、同じことを何べんも繰り返すということとはかえつて問題解決のために逆効果になるおそれもございまして。取り上げることがどうかというところはもちろんだきめておりませんけれども、いまこの問題については白紙であります。まあグロムイコ外相との会談に際して、限られた時間ではありますけれども、せっかくの機会でありまして、十分に最近の情勢についての会談を効果的に遂げたい、こう考えております。ただいまから、別に予定しておりませんので、ここで申し上げることができないことをまことに遺憾に存じますが、さよう御了承願ひます。

○森元治郎君 新聞を見ていないと言ふが、これはどこの外務大臣でも、昔の歴代外務大臣は新聞を読むし、海外の人もみんな新聞を読むのですから、新聞はよく読んでいただきたいと思ひます。テレビもスイッチをひねれば見れますから、これぞぜひ見ておいていただきたい。そうしないと、世界情勢がわからなくなります。

もかかわらず、ジョンソン大統領あるいは他の政府高官たち、アメリカの軍部の指導者が予期してゐたところとはど遠い結果しかあがつてない。いや逆に、それらの人々の予想しなかつたような結果があらわれておる。これはアメリカの対ベトナム政策というものが失敗をしておるといふことを意味すると思う。今後、私は、どうもアメリカがベトナムで強固な南ベトナム政権をつくり出して、そしてこの戦争を遂行することがむずかしい、こういうふうに見ておる。この南ベトナム情勢の見通しということ、これはアジアの平和と安定の問題に重大な関係を持っている。おそらく外務大臣も、外務省の当局も、この南ベトナムの情勢の推移ということには非常な関心を払っていると思うのですが、外務大臣は、いま非常に流動的ではありますけれども、こういうような事態というものが将来南ベトナムにどういうような状況をもたらすか、その点についての外務大臣の見通しについてお伺いしたいと思うのです。

こうなつてくればくるほど、私はベトナム問題を全体として解決する方向が生まれ得る条件も出てくると思うのです。日本政府としても、アメリカのやつていることを一生涯支持したり、あるいはアメリカのやつていることに對してお手伝いをしようというようなことでいくというと、将来非常に常な日本として間違つたことをやりかねない。たとえば、南ベトナム政府のほうからさきに人が来て、日本側に経済援助の申し入れがあった。それからまた、今度は東南アジア経済閣僚會議に南ベトナムのほうからも代表が来て、そうして南ベトナムに對する日本側の援助というものを申し入れている。これは、南ベトナムにおける政府が安定をして、民心を把握しておつて、その政府を通じて仕事が行なわれるような状況でなければ、私は経済援助とかんたか言つたつて、これは全く効果ないと思うのです。こういうような状態でも、政府は、南ベトナムに對してなおかつ経済援助をするおつもりがあるのか。政権がぐらぐらしてい

ぐらしていつ倒れるかわからない政府に経済援助すれば、南ベトナムのいまのグエン・カオ・キ政権は安定するというふうなお考えを持っているのか。あるいはグエン・カオ・キ政権は、もう見込みはない、だから、この政府を通じての経済援助ということとはちょっとできかねる。こういう立場なのか。そこはどういうことになっているのですか。外務大臣の御判断を、お願いいたします。

○国務大臣(椎名悦三郎君) 四十一年度の予算に

おいて、南ベトナムに対する協力は、主として難民救済、そういう人道上の意味における協力をできる限りしよう、財政計画に許された範囲内においてできる限りやろうと、こういうのでございまして、政権の問題とは離れて、とにかく人道上の見地から救済の手を伸べていこう、こういうのでございます。もし、あまり政権を中心にして内部の紛乱が激しい、とても救済の手を伸べるにも伸べられぬというような状況なのか、それともそれはそれ、これはこれで、また、この方面には余地が十分にあるという状況なのか、その点は十分に考慮に入れて、そうして実施してまいりたいと、

○岡田宗司君　アジア局長に伺いますが、いまの状況でもって南ベトナム政府に経済援助、たとえばそれが難民救済であっても、そういうものを行ない得る状況にあるとお考えですか。

○政府委員(小川平四郎君)　難民救助の問題は、

政権の混乱その他にかかわらず、実施できると考えております。政局にかかわらず、われわれの援助については、事務当局、政府当局において熱心でございますので、政変とは関係なく、実施できると考えております。

○岡田宗司君 政權とは関係ないと言うけれども、向こうの政府が相手なんでしょう。政權と関係なく政府の機能が十分に動いているとはほくらは考えられないのですけれども、そういうふうな、それでは、頭だけはぐらぐらしているけれども、下のほうは安定していて、そういう事業を遂

○国務大臣(推名悦三郎君)　いま、アジア局長からお答え申し上げたとおり、行政機能が麻痺するというような、ほとんど南ベトナムあげて混乱のつぽになっておるといふような場合には、手のつけようがありませんけれども、政権が弱まって倒れるかどうかというこれは政治上の争いであ

りまして、實際の問題として難民救済の方法が全然受け付けられないという状態ではないと、こう判断しておりますので、差しつかえないと思います。

○羽生三七君 委員長、一問だけ、簡単ですか。

韓國關係ですが、さきに海洋丸事件は一応、船員も船も釈放されて解決したわけですが、あの事態が発生した事件の背景そのものはまだそのままだと思います。そこで、予算委員会等で提案をしておきました、現状の位置を確認するルールをつくること、ルールをつくる場合にどうするか、相互乗り組みだとか、リーダーをつけるとかいろいろ注文をつけたわけですが、そういう具体的な問題はその後、どう進んでおるのか。

それからもう一つは、漁船の場合の、海洋丸の場合の補償問題と、先般、前の問題につきまして一応補償基準が出て、いまその申請に基づく受け付けを開始しているようですが、そういうような基準も出た際であるので、今度の問題、海洋丸事件としてはその後どういう折衝を続けておるのか、また、賠償請求をやるのかどうか、それをする場合の一体、基準とはどういうものか、その間の事情をその後久しく承っておらんで、お伺いしたいと思います。

○政府委員（小川平四郎君） 現地の警備あるいは先方との連絡につきましては、海上保安庁と相談しております。海上保安庁も乗り気でございまして、現在、どういう方法が一番効果的であるかということを検討しておりますので、間もなく先方といろいろ話し合いを始めたかと思っております。特に連携監視等につきましては、具体的に検討を進めております。

韓国側との処置でございますが、現在、海上保安庁におきまして船長からいろいろ聞きました事実、また、当方で当時から調べました事情及び書類、すなわち、船舶航海日誌その他を突き合わせまして、正確な事実の確認を行なっております。それができ次第、先方に提示して話を進めたい、

こう考えております。

○羽生三七君 もう一点だけです。それで海上保安庁と連絡をして事を進めておるといふことはわかりますが、正規の外交ルートをつくる問題ですね、具体的ルールをつくる問題を具体的に成功させるように外務省として積極的にやるのかどうか、これは外務大臣からひとつ。

○国務大臣(椎名悦三郎君) いまの御指摘の点は、これは今後のかような事件防止のために絶対に必要なことでございますので、この点は十分に念を入れて折衝をやりたいと考えております。

○佐多忠隆君 一問だけ。例のアジア外相会議、韓国が招集するあの会議に、バンコックでの予備会議にはオブザーバーを出すというふうに伝えられておりますが、韓国当局の新聞記者に発表したところによると、本会議にも正式に参加することの回答があった、こういうことを言っているようですが、その点の事情はどうなっているのですか。

○國務大臣(雅名悦三郎君) パンコックにおける予備會議には、今回はオブザーバーということでなしに、正式の参加をいたしたいと思ひます。これは向こうに通知を出してあります。それから、本會議に出るか出ないかということは、これは準備會議に出て、情勢を十分に見た上で、正式に参加するかしないかの決定をいたしたいと、こう考へております。

○岡田宗司君　ちよつといまの点で一つ。
これはアジア局長でいいのですが、十八日から三日間開かれるバンコックの予備会議のアジェンダはどういうことになっておりますか。

○政府委員(小川平四郎君) 準備会議の内容は、まだ具体的に固まっておりますので、実は招請状もございません。口頭でタイの外務省が招集するかどうかになっております、現地の大使に、十八日という日にも、三日間というのは報道でございます。いまして、三日間ということも言っております。十八日とにかく大使が集まって協議をしようというところでございますので、その準備会議に

おいて今後のやり方その他をみんなが集まってきめようということでございますので、正式に「ジェンダ」その他はまだ出ておりません。

○委員長(木内四郎君) 他に御発言がなければ、

本件に関する質疑は、本日はこの程度
 だと思います。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十九日)

二、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十二年四月一日から適用する。

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 在シンガポール及び在プレトリアの各日本国総領事館並びに在ポートランド及び在釜山の各日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

領事館		總領事館		在外公館の種類	所在國又は所在地	別号
釜山	ポートラン	プレトリア	シンガポール			
						大使公使
						一号
						二号
						三号
						四号
						五号
						六号
						七号
						八号
						九号
						十号
						十一号

備考 単位は、アフリカ合衆国ドルとする。

この法律の施行の日の前日において既に在シンガポール日本国総領事館に勤務する外務公務員で改正前の別表による在勤俸の一号の額（以下「旧一号額」という。）を支給されていたものに対しては、その者が在勤俸の号別に異動を生ずることなく引き続き在シンガポール日本国大使館に勤務する額を支給された場合においては、○その者に対しては、旧一号額を支給する。

13 在プレトリア日本国総領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、改正後の別表に掲げる大使館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

四月八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十日)

一、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

(小字及び――は衆議院修正の部分)

附
則

この法律は、公布の日昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、在パキスタン及び在ガンビアの各日本国大使館、在高雄、在パース及び在ナホトカの各日本国総領事館並びに在エドモントン日本国領事館に関する部分は、それぞれ、同日以後において政令で定める日から施行する。

第四部

外務委員会會議錄第六号

昭和四十一年四月十二日

【参議院】

昭和四十一年四月十六日印刷

昭和四十一年四月十八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局